

令和8年度第1回浦安市障がい者福祉計画策定委員会 議事要旨

○「障がい」の表記について

法律名、団体名等固有の名称を除き「障害」は「障がい」と、「害」を「がい」とひらがな表記します。

(例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

○委員名の表記について

障がい当事者あるいはそのご家族である委員のプライバシーの保護の観点から、また、委員は団体等を代表としてご参加いただいていることから、発言者の名称には、団体名等を掲載します。

1. 開催日時 令和8年7月13日(月) 14:00～15:00

2. 開催場所 東野パティオ1階 会議室1・2(オンラインと併用)

3. 出席団体名

淑徳大学(委員長)、和洋女子大学、浦安手をつなぐ親の会、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、浦安市聴覚障害者協会、浦安市身体障害者福祉会、浦安市肢体不自由児・者親の会「どっこらしょ」、中核地域生活支援センターくらっち、千葉縣市川健康福祉センター、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団、医療法人社団城東桐和会、市川公共職業安定所、千葉県立市川特別支援学校、千葉県弁護士会京葉支部、株式会社舞浜コーポレーション、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、社会福祉法人敬心福祉会、社会福祉法人佑啓会、社会福祉法人千楽、社会福祉法人なゆた、NPO法人発達わんぱく会、株式会社ココレポート、福祉部、教育センター、こども発達センター、母子保健課

4. 議題

- (1) 浦安市障がい者福祉計画について
- (2) 基本指針及び市の現状について

5. 資料

浦安市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

議題1 浦安市障がい者福祉計画について

議題2 資料1 (国) 基本指針について

議題2 資料2 市の現状について

議題2 資料3 障がい福祉に関するアンケート調査報告書(概要)

当日資料1 浦安市障がい者福祉計画

当日資料2 浦安市障がい福祉に関するアンケート調査報告書

参考資料1 (国) 第5次障害者基本計画(概要)

参考資料2 第8次千葉県障害者計画(概要)

6. 議事

(1) 浦安市障がい者福祉計画について

事務局から説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

委員長：これからどのような形で議論を進めていくのか、こういったことについてご説明を頂いたわけでございます。また、この計画そのものの市全体の中での位置づけ等々も含めて、皆様のご理解を同じところからスタートするためにこういったところから始めさせて頂いております。皆様から本件につきまして、ご意見ご質問等ございましたら頂戴できればと思いますがいかがでございましょうか。

NPO法人発達わんぱく会：5ページに関してお伝えさせていただきます。浦安市子ども・子育て支援総合計画と連動するというように矢印が入っています。ぜひこれはしっかり連動・連携しながら浦安市障がい者福祉計画を作って頂きたいなと思っています。というのも障がいをもった子どもがインクルーシブに保育園や小学校、中学校、浦安市で育っていくためには、障がいがある以前に一人の子どもとしてしっかりと町全体で支えていきたいなと。そのため、障がい者福祉計画だけだと障がいを持った子だけの政策の議論になってしまいます。すべての子を支えるための浦安市子ども・子育て支援総合計画の中にも、障がいをもった子どもたちを意識した政策をぜひ考えてもらうことが、障がいを持った子どもたちのためにとても大切だと思っています。同時に、意見を聞くという意味でこの後ご説明頂く、利用者アンケートも発達障がいのお子さんが対象にはなっていないと思いますので、児童発達支援事業など利用される家庭の意見は正しく反映しにくいと思います。そういった意味でも子ども・子育て支援総合計画に期待したいなと思っています。以上になります。

委員長：今、NPO法人発達わんぱく会から頂戴いたしました浦安市子ども・子育て支援総合計画は令和7年度から11年度までになっております。ですので子どもの方の計画と後追いするような形でこの計画が策定されていくのかなというふうに思っておりますので、この両計画当然のことながら、NPO法人発達わんぱく会がおっしゃって頂いたとおり障がい児である前に子どもであるということを当然考えてまいりますと、大事なところかと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。またアンケートについても、発達障がいのある子どもたちあるいはご家族等の意見をもう少し踏まえられるような形だということでございますけれども、今のお話につきまして事務局から何かご返答ございますでしょうか。どうでしょうか。

事務局：NPO法人発達わんぱく会ご指摘のとおり、令和7年度に実施しておりますこちらのアンケートにつきましては、障がい者手帳をお持ちの方また難病の方を対象にアンケートを実施しております。発達障がいのあるお子さんは手帳をもっていない方も多くいらっしゃいますので、次回以降のアンケートの対象者につきましては検討させて頂きます。

委員長：次回のアンケートへの反映はともかくとして、今回の策定の中にもその意見を十分組み入れていくということですね。NPO法人発達わんぱく会よろしいでしょうか。他に皆様からご意見・ご質問ございますでしょうか。オンライン参加の皆様もいかが

でしょうか。今のところないようであれば今日はこのまま進めさせていただきます。ただ、先ほど事務局からお話頂きましたように、随時意見というものは集めて頂きたいということは、実はあらかじめお願いしてございますので、この資料はいろいろな方々に見て頂くのは差し支えございません。ですのでぜひご関係の方々にこういった資料を回覧して頂き、意見書につきましては委員の皆様でそれぞれお取りまとめ頂きまして市の方にご提出頂ければと思います。今ならまだ色んな声を反映させることが間に合うと思っております。よろしくお願い致します。

（２）基本指針及び市の現状について

事務局から説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

委員長：只今、市の新たな計画を策定するにあたって国の方針のところをご確認頂きました。次いで浦安市の現状、数字をご紹介頂き、そしてアンケート調査、今日は冊子版の方をご覧頂いておりますけれども、概要についてご報告を頂いたところでございます。ひとつひとつ見ていくと色んなことをお感じになるところがあろうかと思っておりますけれども、今の段階で皆様からご質問ご意見ございましたら頂戴できればと思います。いかがでございましょうか。

NPO法人発達わんぱく会：事業所に対する調査、アンケート結果の５ページ目で事業所に対する調査で、事業所の職員についてというところの課題を１番最初に挙げて頂き、しっかりご説明頂きとても有難いなど。我々事業所側の問題意識もここにあると思っています。とても景気のいい時代が長く続いて、どうしても福祉人材全般的に人が流れにくくなっている上に、東京都のすぐ隣の浦安市にあるために、浦安市固有の問題として人材が東京都に取られているというふうに感じます。例えば今お話頂いた家賃の補助、２万５千円に増額頂いて大変助かっています。ですが、隣の東京都だと多少内容が違うので比較は出来ないのですけど、８万円を超える補助が出ているので、というところも含めてぜひ今後議論できればなと思います。以上です。

委員長：意見として受け止めて頂きましょう。他に皆様からいかがでございましょう。

社会福祉法人千楽：今後の進行というところでご質問も含めて、頂いた現状はありがとうございます。国から出ている成果目標を拝見すると、現状で頂いている資料だと判断ができないのがあるなと思った時に、今後事務局からも資料が出ますということだったので、どんな資料が出てくるのか僕も分かりやすいことという望まないセルフプランを０にするとか、今セルフプランが何件で計画が何件か、判断するのに必要な情報がどれぐらい頂けるのかまた伺えればと思います。よろしくお願いします。

委員長：今、例えば望まないセルフプランの件数０という目標に対してみなさんで議論して頂くには、確か国の方で市町村ごとのセルフ率等のそういった情報はありますでしょうか。

事務局：まず国の基本指針の成果目標と活動指標、今の計画を見て頂くとイメージが湧きやすいかなと思ひまして、例えば、就労を一部抜粋して説明させていただきますので、本日

お配りしております資料の 125 ページを見て頂きますと、項目 4. 福祉施設から一般就労への移行とありまして国の基本指針の考え方を記載しております。併せて本日お配りした議題 2 資料 1 の 3 ページ目の 4. 成果目標につきまして、③福祉施設から一般就労への移行等をご覧ください。ここは新規ではなく引き続き設定する成果目標になるのですが、前回同様、令和 6 年度実績の 1.31 倍以上ですとかこういった数字を国の方から示されておりますので、2 回目の会議で浦安市の令和 6 年度の実績をお示しまして、そこで目標として設置した数字をご覧頂きますと、もし何かありましたら委員の皆様からご意見を頂きたいと考えております。またセルフプランの件数ですが、令和 8 年 3 月末時点のセルフプランの数にはなるのですが、浦安市でまず大人の方につきましては、265 名いらっしゃいましてセルフプラン率が 23%となっております。また児童の方につきましてはセルフプランの方が 370 名いらっしゃいまして、セルフプラン率が 39.5%となっております。なので、令和 11 年度までに望まないセルフプラン 0 にするというのはなかなか難しい課題であるなど認識をしているのですが、こちら第 2 回の会議までにどういった方向で目標を設定していくのかというのを市の方で検討しまして、委員の皆様に見て頂いてご意見を頂戴したいなと思っております。以上になります。

委員長：社会福祉法人千楽、よろしいでしょうか。

社会福祉法人千楽：ありがとうございます。

委員長：次の会議が 10 月でございますので、そこで例えば今計画のところでご説明頂いたような国の基準に対して、浦安市はこの人数とかが出てそれを見てからというものがあると思いますが、社会福祉法人千楽がおっしゃったように目標設定が難しいところ、望まないセルフプランの人ってどうやってスクリーニングすればいいのか、そういったところのご意見を頂く中で市と共に作っていく方がいいなと思っております。市がこのような推計しましたという推計の仕方なんかも含めて、皆様からご意見を頂きながら出来ると良いと思っております。必要なデータ等は先ほど申し上げたように、意見申出書のところで各委員の皆様から市の方にお問い合わせ頂ければそれはなるべく早めに出して頂く、こんな形で進められればと思いますがいかがでございましょうか。ありがとうございます。他に皆様からご意見ご質問いかがでございましょうか。オンラインの方も含めて伺いたしたいと思いますがいかがでしょうか。なかなか今日沢山のものが出ておりますので、こういったことを聞けばという部分のところを読み取るだけでかなり大変なところもあるかと思っておりますので、繰り返しになりますがじっくり見て頂いた後にご意見頂ければと思います。10 月 30 日を待ってからというよりはその間にご意見を頂けると逆に市の方では策定しやすい、より地に足のついた計画になっていくだろうと思っておりますのでよろしくお願い致します。では意見の方、特にこの場でということがないようでありましたら議題 2 をここまでということにさせて頂きたいと思っております。今日はキックオフというような感じでございましたので、説明の部分が多かったかなと思っておりますけれども、これまでで委員会以上ということにさせて頂きます。最後に事務局から何かご連絡がございましたらお願い致します。

事務局：次回第2回計画策定委員会の会議日程につきましては、10月30日金曜日午後1時30分からを予定しております。期日が近くなりましたら改めてご案内致します。事務局からは以上となります。

委員長：皆様からはよろしいでしょうか。特によろしいようであれば、これにて本日の委員会を終了させていただきます。どうぞこれから一年間でございます。皆様よろしくお願い申し上げます。以上で終了させていただきます。どうもありがとうございました。

7. 閉会

令和8年7月13日（月）
午後2時～午後3時
東野パティオ第1・2会議室

浦安市障がい者福祉計画策定委員会（令和8年度第1回）次第

- 1 開会
新委員・事務局紹介
- 2 議題
 - 1 浦安市障がい者福祉計画について
 - 2 基本指針及び市の現状について
 - ・基本方針について
 - ・市の現状について
 - ・障がい福祉に関するアンケート調査報告について
- 3 閉会

浦安市障がい者福祉計画について

1. 計画策定の目的

浦安市障がい者福祉計画は、市総合計画（基本構想・基本計画）に位置づけられている将来都市像である「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」を実現させるため、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進する計画として策定する。

2. 計画の構成

浦安市障がい者福祉計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体化した計画として策定する。

第1編は「障害者計画」とし、第2編は「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」とする。

3. 障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画について

（1）障害者計画（第1編）

①概要

障がい者施策全般の基本的指針を定める分野横断的な総合計画

②計画内容

- ・ 生活環境、情報、防災、差別の解消、保健・医療、福祉・生活支援、雇用、就業、教育、文化・スポーツ活動など障がい者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの

（2）障害福祉計画・障害児福祉計画（第2編）

①概要

サービス提供等の具体的な実施計画

②具体的内容

●障害福祉計画

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み量及び見込み量の確保のための方策
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

●障害児福祉計画

- ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み量

(※参考)

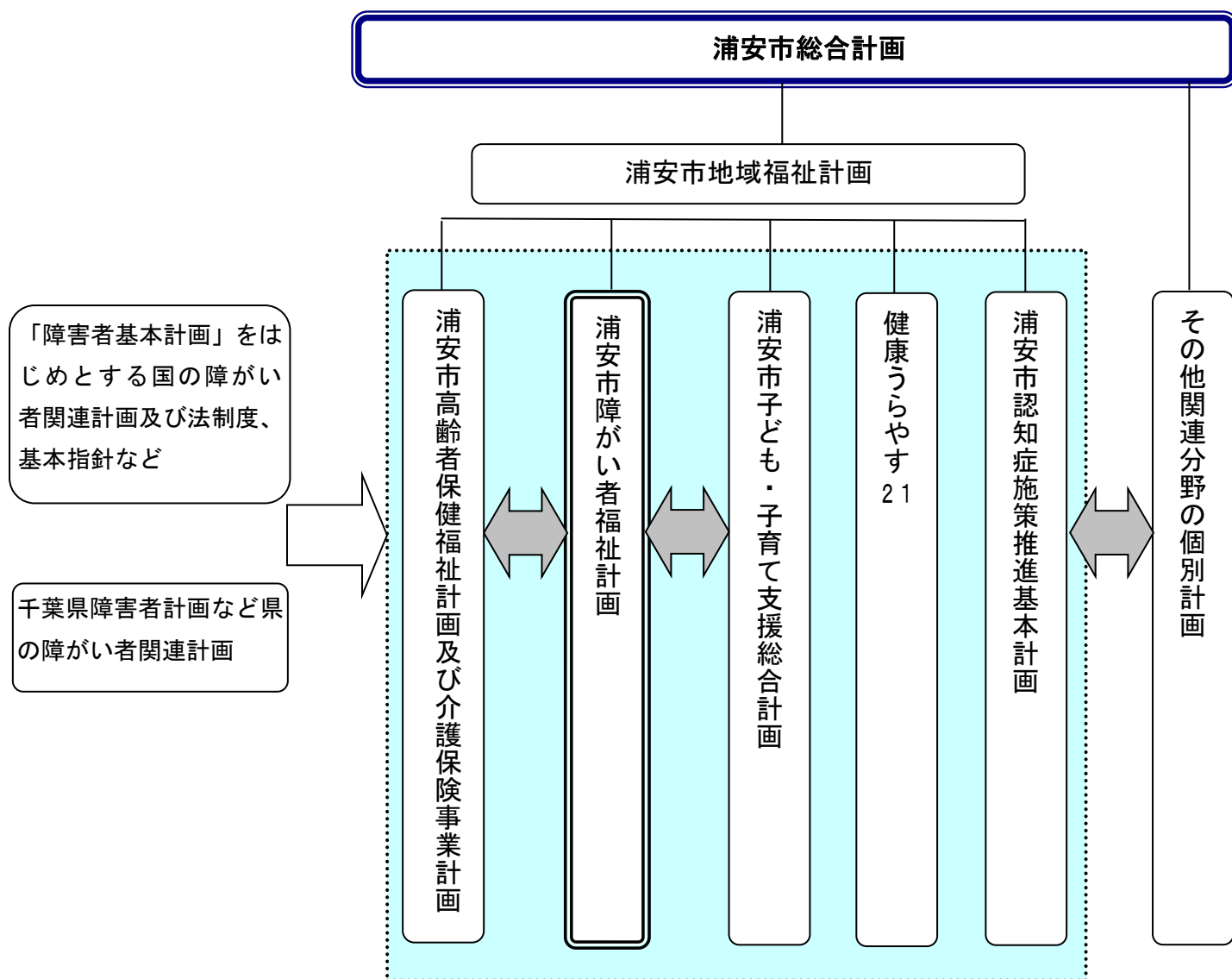
	障害者計画（第1編）
根拠法	●障害者基本法 第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。 同条第6項 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第36条第4項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聞かなければならない。 第36条第4項 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務进行处理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。 1 市町村障害者計画に関し、第11条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項进行处理すること。 2 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。 3 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

	障害福祉計画（第2編）	障害児福祉計画（第2編）
根拠法	●障害者総合支援法 第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する目標に関する事項 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 3 市町村障害者福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。 一 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 二 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項 4 市町村障害者福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。	●児童福祉法 第33条第20項 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの実情を勘案して、市町村障害者福祉計画を作成するよう努めるものとする。 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第 107 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれなければならない。 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 9 市町村は、第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会（以下この項及び第 89 条第 7 項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。	5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第三十三条の二十三の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
---	---

4. 計画の位置づけ

浦安市障がい者福祉計画は、市総合計画（基本構想・基本計画）に位置づけられている将来都市像である「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」を実現させるため、分野別計画として策定するもので、他の分野別計画との整合性を図りながら、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するものとしている。



5. 計画期間

浦安市障がい者福祉計画（各計画の総称）

→総合計画を実現するための、分野別計画としての位置づけ

- ・障がい者計画（令和9年度から令和14年度までの6か年計画）
→障害者基本法第11条第3項、障がい者のための施策に関する基本的な計画
- ・障がい福祉計画（令和9年度から令和11年度までの3か年計画）
→障害者総合支援法第88条、障害福祉サービス及び相談支援体制の確保に関する計画
- ・障がい児福祉計画（令和9年度から令和11年度までの3か年計画）
→児童福祉法第33条第20項、障害児通所支援及び相談支援体制の確保に関する計画

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
国	障害者基本計画（第5次） （令和5～9年度）						
千葉県		障害者計画（第8次） 障害福祉計画（第7期） 障害児福祉計画（第3期） （令和6～8年度）			障害者計画（第9次） 障害福祉計画（第8期） 障害児福祉計画（第4期） （令和9～11年度）		
浦安市	総合計画（基本構想） （令和2～21年度）【20年間】						
	総合計画（基本計画） （令和2～11年度）【10年間】						
		実施計画（第2次） （令和6～8年度）					
			実施計画（第3次） （令和8～10年度）				
	障がい者計画 （令和3～8年度）				障がい者計画 （令和9～14年度）		見直し
		第7期障がい福祉計画 （令和6～8年度）			第8期障がい福祉計画 （令和9～11年度）		
		第3期障がい児福祉計画 （令和6～8年度）			第4期障がい児福祉計画 （令和9～11年度）		

6. 障がい者福祉計画策定委員会

障がい者福祉計画を策定するため、浦安市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱第1条の規定により、浦安市障がい者福祉計画策定委員会を設置し、本計画の策定に関する協議を行う。

(1) 組織

委員会は、委員長及び委員から組織され、委員長は自立支援協議会会長が兼任

(2) 委員数

委員 29 名

(3) 設置期間

令和8年7月13日～令和9年3月31日まで

(4) 報償

委員長 9,500 円 委員 9,000 円

※ただし、次に相当する場合は、報償の支払いの対象となりません。

- ・指定管理者、委託事業者に所属する委員
- ・介助者及び意見聴取のために参加する方

(5) 情報公開等

委員会は傍聴可。委員名を記載せず「法人名又は団体名」を記載した議事要旨をホームページで公開する。

(6) 議題案

日程	議題（予定）
第1回 7月13日（月） 14：00～15：00	(1) 浦安市障がい者福祉計画について (2) 基本指針及び市の現状について
第2回 10月30日（金） 13：30～15：00	(1) 現計画の進捗状況について (2) 障がい者福祉計画（素案）について (3) パブリックコメントの実施について
第3回 1月25日（月） 14：00～15：30	(1) 障がい者福祉計画（素案）について (2) パブリックコメントの結果について

7. 市民意見を反映した計画

本計画の策定過程では、当事者及び事業者のアンケート調査やパブリックコメントなどの意見聴取などの様々な手法を駆使し、市民の意見を反映した計画とする。

アンケート調査の実施（令和7年度実施）

①障がい者等アンケート調査

障がいや疾病のある方の生活実態や障がい福祉サービス等に対する意向を把握するために実施する。

②障がい福祉サービス事業者アンケート調査

障がい福祉サービスを提供する事業所の状況や実態を把握するために実施する。

パブリックコメントの実施（令和8年度実施）

市民の行政への参加機会を確保し、積極的な情報公開、説明責任の向上を目指すと共に、市民の行政への参加意識を高めていくことを目的としており、重要な計画などを策定するときに、より良い内容としていくため、広く市民の皆さんから意見を募集する。

8. 浦安市障がい者福祉計画のPDCAサイクルについて

(1) PDCAサイクルの必要性

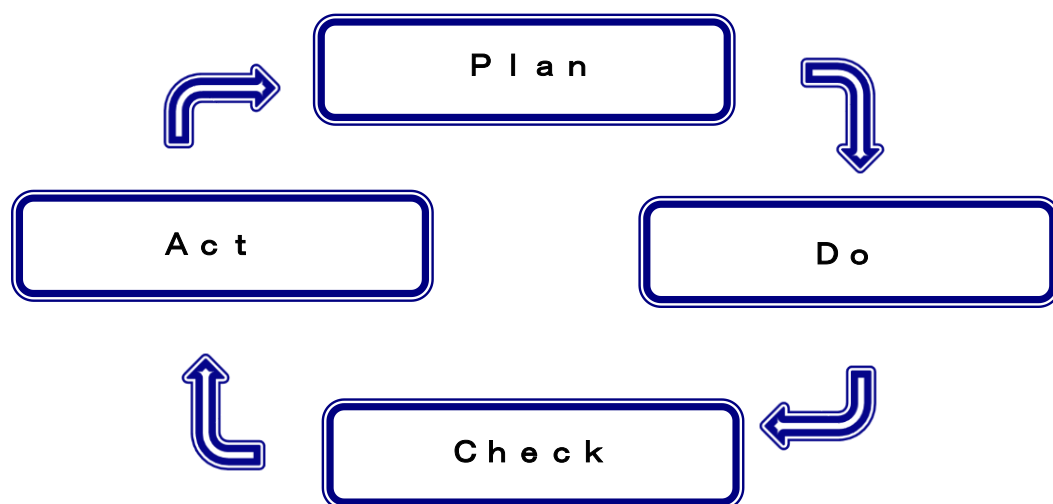
①PDCAサイクルの必要性と法上の規定

- ・計画は、障がい者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になる。
- ・平成25年4月に施行された障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされており、平成28年6月に改正された児童福祉法においても、同様に規定されている。

②PDCAサイクルとは

- ・「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（P l a n）」「実行（D o）」「評価（C h e c k）」「改善（A c t）」のプロセスを順に実施していく。

【PDCAサイクルイメージ】



計画（P l a n）	目標を設定し目標達成に向けた活動を立案する。
実行（D o）	計画に基づき活動を実行する。
評価（C h e c k）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する。
改善（A c t）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする。

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

令和8年7月13日 第1回計画策定委員会
議題2_資料1 基本指針について

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月31日に告示。
計画期間は令和9年4月～令和12年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦ 障害福祉サービスの質の確保等

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
- ・障害児支援における人材育成の重要性を記載

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨ 高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫ 住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用要請
- ・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

- ・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 **【新規】**
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 **【新規】**
- ・K6により住民のこころの状態を把握 **【新規】**

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 **【新規】**
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④ 障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県（必要に応じて政令市） **【新規】**

⑤ 地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする **【新規】**

⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 **【新規】**
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 **【新規】**
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする **【新規】**

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況 **【新規】**
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数 **【新規】**

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数 **【新規】** ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数 **【新規】**
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数 **【新規】**

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援 **【新規】**

(都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 **【新規】**

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組 **【新規】**

(市町村)

- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための

生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数 **【新規】**
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合 **【新規】**

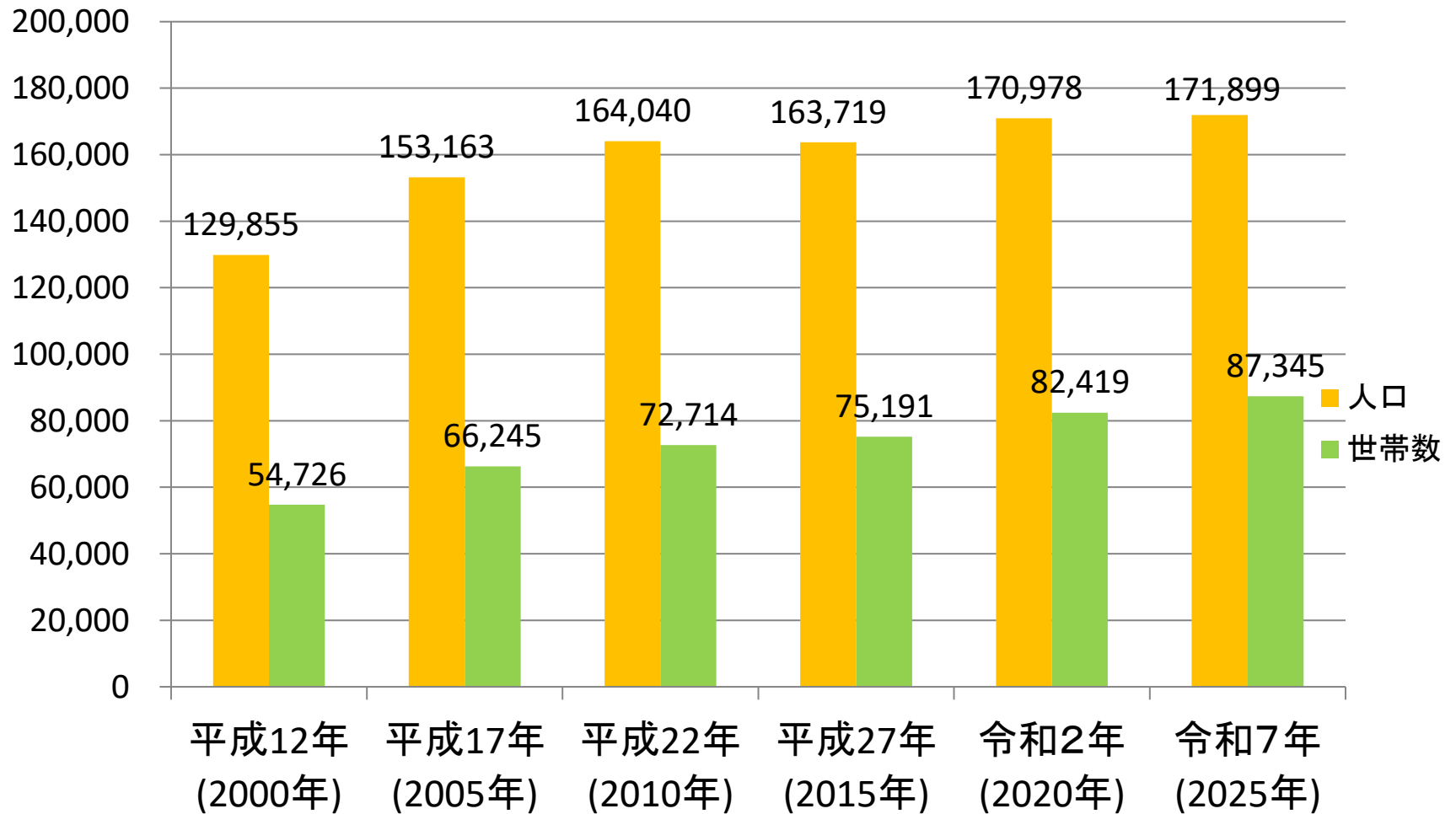
⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
 - 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

人口(人)・世帯数(世帯)

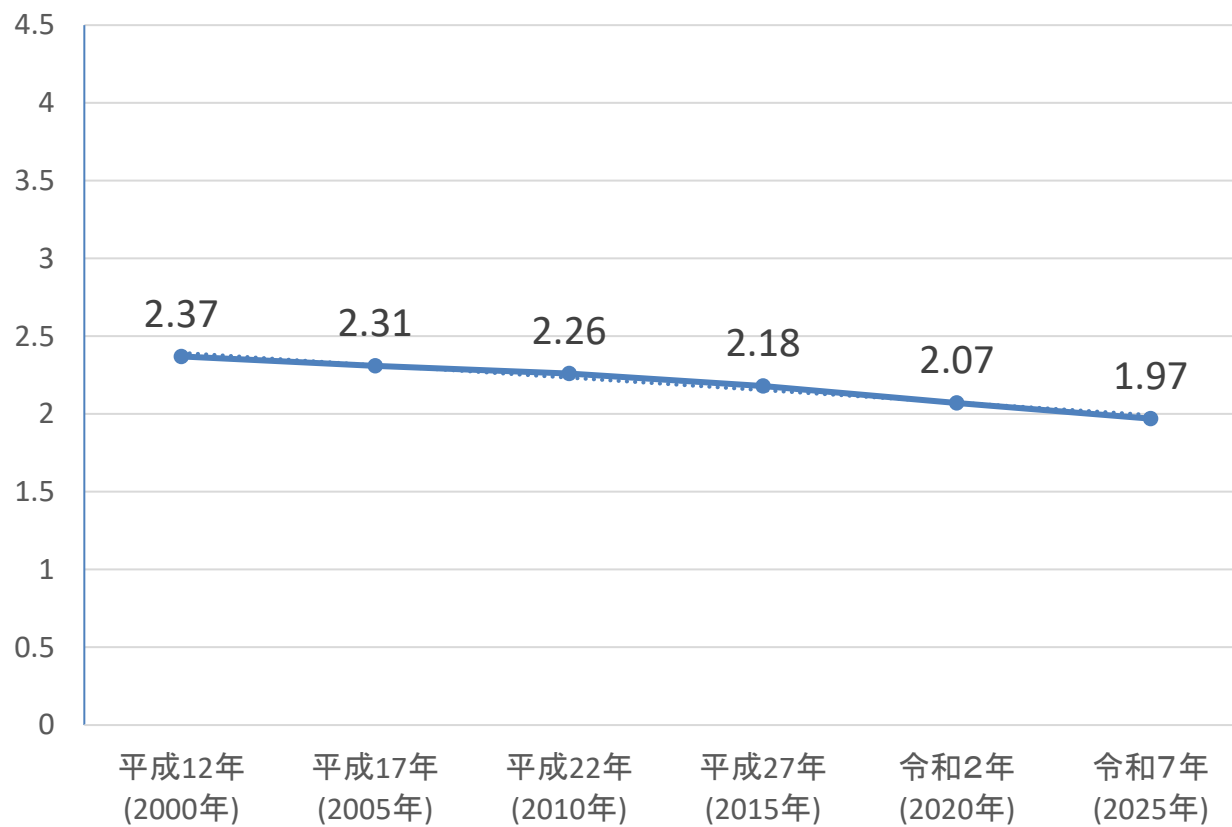
人口数の推移



資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

世帯人員の推移

世帯人員(人／世帯)



資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

注)小数点第三位を四捨五入

年齢区分別人口の推移

区分		平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)
年少人口 (0～14歳)	実数(人)	24,802	26,671	24,155	22,229	19,269
	増減率	－	7.5	▲9.4	▲8	▲13.3
	構成比	16.5	16.6	14.8	13	11.2
生産年齢人口 (15～64歳)	実数(人)	112,245	114,812	114,165	118,847	120,335
	増減率	－	2.3	▲0.6	4.1	1.3
	構成比	74.9	71.6	69.7	69.5	70
老年人口 (65歳以上)	実数(人)	13,536	18,854	25,399	29,902	32,295
	増減率	－	39.3	34.7	17.7	8
	構成比	9	11.8	15.5	17.5	18.8
(内75歳以上)	実数(人)	4,827	6,673	9,365	13,310	17,922
	増減率	－	38.2	40.3	42.1	34.7
	構成比	3.2	4.2	5.7	7.8	10.4

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

将来的な人口の見通し

	令和9年(2027年)	令和10年(2028年)	令和11年(2029年)
総数(人)	172,600	172,827	173,023
増減数(人)	—	227	196
増減率(%)	—	0.1	0.1

年少人口(人)	18,491	18,333	18,192
生産年齢人口(人)	120,495	120,089	119,644
老年人口(人)	33,614	34,405	35,187

年少人口比率(%)	10.7	10.6	10.5
生産年齢人口比率(%)	69.8	69.5	69.2
老年人口比率(%)	19.5	19.9	20.3

資料: 浦安市第3次実施計画令和8年度～令和10年度

障害者手帳(障がい種別)所持者等の推移

単位:(人)

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
人口(人)	170,978	169,963	169,259	170,406	171,307	171,899
増減率(%)	0.8	▲0.6	▲0.4	0.7	0.5	0.3
身体障害者手帳(人)	3,126	3,162	3,177	3,124	3,101	3,115
増減率(%)	0.2	1.2	0.5	▲1.7	▲0.7	0.5
人口割合	1.8	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8
療育手帳(人)	832	853	831	839	883	914
増減率(%)	6.4	2.5	▲2.6	1	5.2	3.5
人口割合	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
精神障害者保険福祉手帳(人)	1,188	1,237	1,391	1,530	1,666	1,812
増減率(%)	12.2	4.1	12.4	10	8.9	8.8
人口割合	0.7	0.7	0.8	0.9	9.7	10.5
手帳所持者の合計(人)	5,146	5,252	5,399	5,493	5,650	5,841
増減率(%)	3.7	2.1	2.8	1.7	2.9	3.4
人口割合	3.0	3.1	3.2	3.2	3.3	3.4

※人口:住民基本台帳(各年3月31日現在)

※手帳所持者数(各年3月31日現在)

身体障害者手帳(年齢別)所持者の推移

単位:(人)

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
18歳未満	100	93	92	88	86	88
18～40歳未満	239	241	241	232	229	230
40～65歳未満	780	780	804	795	802	797
65歳以上	2,007	2,048	2,040	2,009	1,984	2,000
計	3,126	3,162	3,177	3,124	3,101	3,115

※手帳所持者数(各年3月31日現在)

身体障害者手帳(等級別)所持者の推移

単位:(人)

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
1級	1,228	1,248	1,209	1,191	1,174	1,150
2級	459	454	461	452	452	450
3級	482	494	523	530	535	552
4級	687	691	692	670	661	684
5級	143	136	141	135	131	131
6級	127	139	151	146	148	148
計	3,126	3,162	3,177	3,124	3,101	3,115

※手帳所持者数(各年3月31日現在)

療育手帳(年齢別)所持者の推移

単位:(人)

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
18歳未満	273	292	258	251	284	290
18歳以上	559	561	573	588	599	624
計	832	853	831	839	883	914

※手帳所持者数(各年3月31日現在)

精神障害者保健福祉手帳(年齢別)所持者の推移

単位:(人)

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
18歳未満	47	47	57	64	76	82
18歳以上	1,141	1,190	1,334	1,466	1,590	1,730
計	1,188	1,237	1,391	1,530	1,666	1,812

※手帳所持者数(各年3月31日現在)

精神障害者保健福祉手帳(等級別)所持者の推移

単位:(人)

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
重度(1級)	117	116	115	114	123	131
中度(2級)	613	632	720	756	819	894
軽度(3級)	458	489	556	660	724	787
計	1,188	1,237	1,391	1,530	1,666	1,812

※手帳所持者数(各年3月31日現在)

障害福祉サービス及び地域生活支援事業(移動・日中)利用者の推移

	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
計画相談支援	229	226	231
地域移行支援	1	0	0
地域定着支援	3	0	1
居宅介護	188	185	177
重度訪問介護	10	11	13
同行援護	23	20	22
行動援護	7	9	7
生活介護	188	192	194
自立訓練(機能訓練)	2	1	1
自立訓練(生活訓練)	9	12	17
就労移行支援	69	69	76
就労継続支援(A型)	71	71	84
就労継続支援(B型)	215	233	263
就労定着支援	39	41	47
療養介護	7	7	7
短期入所	86	88	79
自立生活援助	2	7	3
共同生活援助	131	137	186
施設入所支援	55	50	53
障害児相談支援	163	168	180
児童発達支援	244	291	313
放課後等デイサービス	363	420	469
保育所等訪問支援	43	45	80
移動支援	314	325	304
日中一時支援	377	399	421

単位:(人)

浦安市障がい福祉に関するアンケート調査 報告書（概要版）

令和8年3月

浦 安 市

I 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、計画期間を令和9年度から11年度までの3か年とする「浦安市障がい者福祉計画」の策定に向けた基礎資料とするため、市内の障がいや疾病のある方の生活実態や障がい福祉サービス等に対する意向を把握するとともに、市内で障がい福祉サービス等を提供する事業所の状況や実態を把握する事を目的として実施しました。

2 調査対象

調査名	①障がい福祉に関する アンケート調査	②障がい福祉サービス等の 提供にかかるアンケート調査
対象者	身体障がい児・者、知的障がい児・者、 精神障がい児・者、難病疾患児・者	浦安市内の障がい福祉サービス事業所
調査対象数	2,000 名	101 事業所
回収数	1,299 名	66 事業所
回収率	65%	65.3%
記名の有無	無記名式	記名式
調査期間	令和7年12月	
回答方法	書面またはWEB	

3 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計(全体)の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- ・回答者数が1桁の場合、回答件数による表記としています。また、クロス集計において回答者数が1桁の場合は、コメントを差し控えています。

Ⅱ 調査結果の概要

1 障がいや疾病のある方に対する調査

浦安市内の障がいや疾病のある方を対象としたアンケート調査について、概要を整理した結果は以下のとおりです。

なお、令和4年度に実施した前回調査については、「前回調査」又は「前回」と表記します。

(1) 利用している福祉サービス等について

障がい福祉サービス・制度については、「利用している」が 64.9%、「過去に利用していたが、現在は利用していない」が 3.5%、「利用していない」が 29.9%となっており、このうち、現在利用している障がい福祉サービス・制度は、「バス・鉄道等運賃助成」が 57.1%と最も多く、次いで、「医療費助成」が 47.4%、「障がい者手当」が 30.1%となっています。

利用していない理由については、「必要ではない」が 26.7%と最も多く、前回調査の 36.2%より 9.5 ポイント減少し、次いで、「自分に合ったサービスがない」が 22.2%と前回調査の 11.6%より 10.6 ポイント増加し、「利用のための手続きが面倒」、「他人と関わりたくない」が 13.3%となっています。

(2) 介助について

身の周りの介助者については、「配偶者（夫・妻）」が 23.2%と最も多く、前回調査の 23.0%より 0.2 ポイント増加し、次いで、「母親」が 14.7%と前回調査の 15.1%より 0.4 ポイント減少し、「子ども」が 7.9%と前回調査の 7.7%より 0.2 ポイント増加しています。

介助者の年齢については「50 代」が 24.7%と最も高く、前回調査の 22.1%より 2.6 ポイント増加し、「75 歳以上」が 22.8%と前回調査の 20.4%より 2.4 ポイント増加し、「40 代」が 16.6%と前回調査の 14.0%より 2.6 ポイント増加しています。

なお、障がい者の年代別に介助者の年齢を見ると、18 歳未満では「40 代」が 62.1%、18 歳～40 歳未満及び 40 歳～65 歳未満では「50 代」がそれぞれ 39.7%、29.3%、65 歳以上では「65 歳以上」が 41.9%と最も多く、年齢区分が高くなるに従い、介助者の年代も高くなっています。

(3) 今後(将来)の過ごし方について

今後(将来)希望する暮らしについては、「配偶者やパートナー、子どもとの暮らし」が48.2%と最も多く、次いで、「ひとり暮らし」が17.2%、「グループホーム(介護や支援、見守りがある少人数の共同生活)での暮らし」(以下、「グループホーム」という。)が14.0%となっています。

なお、療育手帳所持者では38.5%が「グループホーム」で暮らしたいと回答しています。また、回答者全数で「グループホームで暮らしたい」と回答したその理由としては、「入居費用が安い」が42.9%と最も多く、前回調査の50.4%より7.5ポイント減少し、「24時間支援員がいる」が34.1%と前回調査の47.9%より13.8ポイント減少し、「居室・トイレ・風呂等が自分専用である」が29.1%と前回調査の38.8%より9.7ポイント減少しています。

また、今後(将来)希望する暮らしとして「グループホーム」を選択した人では、90.1%が市内のグループホームを希望しており、市外のグループホームを希望している人(「可」と回答。)は52.7%、どこの場所のグループホームでもよい人(「可」と回答。)は10.4%となっています。

今後(将来)の暮らしで課題または不安だと思うことについては、「同居する家族が亡くなった後の生活」が32.3%と最も多く、前回調査の40.1%より7.8ポイント減少し、次いで、「生活費等の金銭面」が29.6%と前回調査の34.1%より4.5ポイント減少し、「日常的な生活面(食事や掃除等)のフォロー」が21.5%と前回調査の23.6%より2.1ポイント減少しています。

(4) 就労について

15歳以上の障がい者で「働いている(民間企業や自営業、就業訓練、福祉的就労等)」人は38.7%となっており、そのうち、18歳～40歳未満では61.3%と前回調査の58.5%より2.8ポイント増加し、40歳～65歳未満では59.3%と前回調査の49.8%より9.5ポイント増加し、65歳以上では15.0%と前回調査の12.0%より3.0ポイント増加しています。

就労の形態については、「企業等で正社員・正職員」が35.4%と前回調査の30.6%より4.8ポイント増加し、「企業等で臨時、アルバイト、パート」が32.0%と前回調査の25.7%より6.3ポイント増加しており、「就労継続支援や就労移行支援、生活介護を利用」が15.9%と前回調査の17.5%より1.6ポイント減少しています。

また、今後(将来)「働きたい」人は35.1%と前回調査の29.4%より5.7ポイント増加し、「働かない」「働きたくない」及び「働きたいが働けない」の合計が31.2%と前回調査の30.7%より0.5ポイント増加しています。

なお、年齢区分別に見ると、18歳～40歳未満で「働きたい」が56.6%と前回調査の52.3%より4.3ポイント増加し、40歳～65歳未満で52.4%と前回調査の45.4%より7.0ポイント増加し、65歳以上では10.0%と前回調査の9.1%より0.9ポイント増加と、いずれの年代でも就労意欲が増加しています。

働くために必要なことについては、「勤務時間や日数を調整できること」が28.1%と前回調査の20.3%より7.8ポイント増加し、「障がいにあった仕事であること」が23.2%と前回調査の22.2%より1.0ポイント増加し、「賃金が妥当であること」が18.0%と前回調査の16.3%より1.7ポイント増加しています。

(5) 悩み・相談ごと等について

相談にのってもらっている人が「いる」と回答した人は 74.5%となっており、前回調査の 72.2%より 2.3 ポイント増加しています。

相談にのってもらっている人や機関としては、「家族」が 77.4%と最も多く、次いで、「友人・知人」が 34.0%、「医療機関（医師、歯科医師、薬剤師等）」が 32.6%となっています。

一方で、相談相手がいない理由については、「気軽に相談できる場や人がいない」が 40.5%と最も多く、前回調査の 47.9%より 7.4 ポイント減少し、次いで、「どこに相談したら良いかわからない」が 24.8%と前回調査の 16.9%より 7.9 ポイント増加しています。

また、現在、悩んでいることについては、「健康・病気・治療のこと」が 46.2%と最も多く、前回調査の 42.3%より 3.9 ポイント増加し、次いで、「将来のこと」が 30.6%と前回調査の 32.4%より 1.8 ポイント減少し、「年金や生活費や金銭管理のこと」が 26.8%と前回調査の 26.4%より 0.4 ポイント増加しています。

なお、情報の収集先については、「テレビ・ラジオ」が 58.7%と最も多く、前回調査の 69.0%より 10.3 ポイント減少し、次いで、「家族・友人・知人」が 40.0%と前回調査の 39.6%より 0.4 ポイント増加し、「新聞・雑誌・フリーペーパー」が 21.6%と前回調査の 28.1%より 6.5 ポイント減少しています。

なお、「SNS（ツイッター、フェイスブック等）」が 21.0%と前回調査の 16.4%より 4.6 ポイント増加し、動画配信サイト（YouTube 等）が 20.5%と前回調査の 14.8%より 5.7 ポイント増加しています。

(6) 災害時の備えについて

災害（地震や水害等）の備えについては、「準備をしている」が 53.5%と前回調査の 55.7%より 2.2 ポイント減少し、一方で、「準備をしていない」が 36.3%と前回調査の 34.1%より 2.2 ポイント増加しています。

なお、「準備をしていない」または「準備をすることができない」と回答した人に、その理由を訊ねたところ、「何を準備すればいいかわからない」が 43.0%と最も多く、前回調査の 44.2%より 1.2 ポイント減少し、次いで、「考えたことがない」が 27.3%と前回調査の 23.6%より 3.7 ポイント増加し、「金銭的な余裕がない」が 21.9%と前回調査の 24.0%より 2.1 ポイント減少しています。

(7) 障がい者差別に関する法律及び条例について

市の障がい者権利擁護センターの認知度（「利用したことがある」及び「知っているが、利用したことはない」の合計）は 16.3%と前回調査の 19.8%より 3.5 ポイント減少しており、「まったく知らない」は 79.1%と前回調査の 73.8%より 5.3 ポイント増加しています。

また、過去3年間に差別等の経験については、「ある」（「よくある」及び「時々ある」の合計。）が 19.8%と前回調査の 16.6%より 3.2 ポイント増加し、「ない」（「ほとんどない」及び「まったくない」の合計）が 72.2%と前回調査の 75.5%より 3.3 ポイント減少しています。

その内容としては、「公共施設や交通機関を利用するとき」が 50.2%と前回調査の 45.3%より 4.9 ポイント増加し、「職場や学校にいるとき」が 29.6%と前回調査の 28.9%より 0.7 ポイント増加、「仕事を探するとき」が 21.0%と前回調査の 23.9%より 2.9 ポイント減少しています。

2 事業所に対する調査

浦安市内の障がい福祉サービス事業所を対象としたアンケート調査について、概要を整理した結果は以下のとおりです。

なお、令和4年度に実施した前回調査については、「前回調査」又は「前回」と表記します。

(1) 事業所の職員について

事業所の運営を進めていく上での課題として、「職員の採用が困難」が60.6%と最も多く、次いで、「利用者の確保が困難」が28.8%、「職員の人材育成が困難」が24.2%となっており、利用者の確保とともに、職員の確保・育成が大きな課題となっています。

過去1年間における職員の平均採用者数については、正規職員で1.3人、非正規職員で2.2人となっており、正規職員は、前回調査の2.5人より減少、非正規職員は、前回調査の2.4人より減少しています。平均離職者数については、正規職員で0.6人、非正規職員で1.0人となっており、前回調査の正規職員1.8人、非正規職員1.8人より、それぞれ減少しています。

なお、平均離職者数を勤続年数で見ると、正規職員では1年未満の離職が0.4人と前回調査の1.4人より1.0人減少し、3年未満の離職が0.7人と前回調査の1.7人より1.0人減少しています。また、非正規職員では、1年未満の離職が1.1人と前回調査と同数となっており、3年未満の離職が0.5人と前回調査の1.2人より0.7人減少しています。

職員の充足状況については、「十分である」が19.7%と、前回調査の26.2%から6.5ポイント減少しており、「不足している」（「やや不足している」、「不足している」及び「非常に不足している」の合計）の80.4%を大きく下回っています。

職員が不足している理由については、「離職率が高い（定着率が低い）」が5.7%と前回調査の2.2%より3.5ポイント増加し、「募集しても応募がない」が41.5%と前回調査の51.1%より9.6ポイント減少しています。

一方で、「応募者がいても、採用基準に達していない」が39.6%と前回調査の20.0%より19.6ポイント増加しています。

人材確保・人材定着のために取り組んでいることについては、「求人誌、インターネット求人サイトでの募集」が75.8%と最も多く、前回調査の70.5%から5.3ポイント増加し、次いで、「自社のホームページ等での募集」が51.5%と、前回調査の54.1%から2.6ポイント減少しています。

(2) 提供している障がい福祉サービス等について

利用者が希望するサービスを「提供できている」（「十分提供できている」及び「どちらかといえば提供できている」の合計）と回答した事業者が97.0%と前回調査の88.5%より8.5ポイント増加しています。

利用者にサービス提供する上での課題については、「困難事例への対応が難しい」が36.4%と前回調査の42.6%より6.2ポイント減少し、「休日（土・日・祝日）や早朝夜間の対応が難しい」が28.8%と前回調査の34.4%より5.6ポイント減少し、「申込数が多く、利用者の希望するサービスが提供できない」が24.2%と前回調査の13.1%より11.1ポイント増加しています。

(3) 災害時の備えについて

災害時の準備として実施しているものについては、「避難行動計画や災害発生時対応マニュアルの作成」が78.8%と前回調査の68.9%より9.9ポイント増加し、「地震・水害などの災害（火災を除く）を想定した避難訓練を実施」が71.2%と前回調査の68.9%より2.3ポイント増加、「緊急連絡網の作成」が71.2%と前回調査の59.0%より12.2ポイント増加しています。

また、「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」については、「協定を締結している」が30.3%、「締結していない」（「以前は協定を締結していたが、現在は協定を解約している」及び「協定を締結したことはない」の合計）が66.6%と、締結していない事業所の方が多くなっています。

なお、協定を解約、もしくは締結していない理由については、「災害発生時に福祉避難所として開設するための職員の確保が難しいため」が50.0%と最も多く、次いで、「通所系のサービスを実施していないため」が31.8%で、「福祉避難所としての役割や運営方法などがよくわからないため」が22.7%となっています。

今後の締結の意向については、「引き続き協定の締結を継続する」が28.8%、「事業所の体制が整い次第、協定を締結したい」が25.8%、「協定の締結は考えていない」が40.9%となっています。

(4) 地域生活支援拠点について

地域生活支援拠点については、「登録している」が27.3%、「登録していない」が72.7%となっています。このうち、登録していない理由については、「地域生活支援拠点の名称・内容は知っているが、事業所として役割を担うことが難しいと感じるため」が41.7%と最も多く、次いで、「地域生活支援拠点の名称は知っているが、内容がよくわからないため」が20.8%、「地域生活支援拠点を知らなかったため」が18.8%となっています。

また、地域生活支援拠点に期待する機能については、「緊急時の受け入れ・対応」が50.0%と前回調査の59.0%より9.0ポイント減少し、「地域の体制づくり」が47.0%と前回調査の63.9%より16.9ポイント減少し、「相談支援機能の充実」が36.4%と前回調査の54.1%より17.7ポイント減少しています。

浦安市障がい福祉に関するアンケート調査報告書(概要版)

発行年月 令和8年3月

発行・編集 浦安市役所 福祉部 障がい事業課

〒279-8501

浦安市猫実一丁目1番1号

TEL : 047 (712) 6398 FAX : 047 (355) 1294

第八次千葉県障害者計画（令和 6 年度から 8 年度までの 3 年間）の概要

計画の位置付け

- 1 障害者計画（障害者基本法）
- 2 障害福祉計画（障害者総合支援法）
- 3 障害児福祉計画（児童福祉法）※難聴児計画を含む。
- 4 「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」に係る施策

1 から 4 までの計画や施策を一つの計画として一体的に策定

本県の障害のある人の状況

1 手帳の所持者数

手帳所持者数	29 年度末①	4 年度末②	①と②の比較
身体障害者手帳	179, 093 人	177, 883 人	0. 7%減少
療育手帳	41, 458 人	48, 224 人	16. 3%増加
精神障害者保健福祉手帳	43, 574 人	63, 805 人	46. 4%増加

○身体障害

- ・「肢体不自由」が全体の 47. 4%、次いで「内部障害」が 37. 3%
- ・「内部障害」は 5 年間で 9. 9%増加

○知的障害

- ・軽度の増加が顕著で、5 年間で 20. 5%増加

○精神障害

- ・2 級の手帳所持者が最も多く、全体の 58. 0%

2 公立特別支援学校の幼児児童生徒数

- ・平成 29 年度の 6, 327 人から令和 4 年度の 6, 877 人へと 8. 7%増加
- ・障害別の内訳では、肢体不自由のある幼児児童生徒数の増加が大きい。

3 障害のある人の新規求職申込件数、就職件数

- ・新規求職申込件数は、コロナ禍以前の水準を上回って年々増加傾向。令和 4 年度は 9, 502 件の申込みがあり、平成 29 年度の 8, 006 件と比較して 18. 7%の増加
- ・就職件数は、平成 29 年度の 3, 351 件から令和 4 年度の 3, 668 件へと 9. 5%の増加

主な現状と課題

- ・入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害や多様な障害特性にも対応できるグループホームの供給が求められている。
- ・精神障害のある人等が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、重層的な連携による支援体制を構築する必要がある。
- ・障害を理由とした差別と思われる事案が未だ多く発生しており、障害のある人への理解を広げ、差別をなくすための取組が求められている。
- ・障害のある子どもが、乳幼児期から学校卒業後までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、地域における療育支援体制の構築が求められている。
- ・基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務となることから、地域における相談支援体制の更なる充実が求められている。
- ・地域で質の高い自立した生活を営むため、障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実が課題となっている。

計画の目標

「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という障害者基本法と共通の理念の下、
『障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築』を目標として掲げ、施策を推進する。

計画策定に係る基本的な考え方

- ・自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・あらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- ・当事者本位の総合的・横断的な支援
- ・障害特性等に配慮した支援
- ・複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- ・障害を理由とする差別の解消
- ・施策の総合的かつ計画的な取組の推進
- ・デジタル技術の活用【新規】
- ・持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGs の視点）【新規】

8 つの主要施策と主な取組

1 障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現

- 多様な障害特性に応じたグループホームの量と質の充実
- 市町村における地域生活支援拠点等の整備促進に向けた支援
- 千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システムの運用による支援
- 千葉リハビリテーションセンターによる各種サービスの提供と施設整備

2 精神障害のある人の地域生活の推進

- 多職種連携による精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 精神科病院における虐待を防止するための取組
- 精神科救急医療体制の充実
- 精神疾患や精神障害に関する理解の促進、普及啓発の推進

3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

- 障害者差別解消法改正に伴う民間事業者による合理的配慮の提供義務化について、商工関係団体等と連携した周知
- 広域専門指導員・地域相談員による周知・啓発活動
- 虐待の防止、早期発見するための取組
- 手話通訳等の人材育成、手話等の普及促進

4 障害のある子どもの療育支援体制の充実

- 医療型短期入所事業所の開設支援
- 医療的ケア児等支援センターにおける支援人材の育成や、地域の支援体制の構築
- 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保

5 障害のある人の相談支援体制の充実

- 基幹相談支援センターの整備促進に向けた支援
- 地域における相談支援従事者研修の充実

6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実

- 就労支援・定着支援の体制強化
- 福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の工賃（賃金）向上への取組の推進

7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実

- 千葉県発達障害者支援センターを拠点とした研修等の実施
- ひきこもり地域支援センターによるアウトリーチ型支援の充実
- 矯正施設の出所者等に対する関係機関と連携した支援

8 様々な視点から取り組むべき事項

- 福祉・介護人材の養成、資質の向上のための研修の実施
- スポーツと文化芸術活動に対する支援
- 災害時の要配慮者に係る市町村の取組の促進